

日本工学会フェロー選考規程

制定：平成 24 年 11 月 15 日 理事会

(制度規程から分離制定)

改正：平成 25 年 11 月 15 日 理事会

(選考委員会)

- 第 1 条 フェロー選考委員会はフェローを選考するための時限的委員会で、理事会のもとに設置される。
2. フェロー選考委員会は本会副会長を委員長とし、別途定める分野(部門)表*註に従って、理事会が指名した者 10 名程度の委員で構成する。
 3. 選考委員会は委員長を含む委員総数の 3 分の 2 以上が出席した場合に成立する。
 4. 委員が止むを得ず欠席する場合、自己の議決権を他の出席する委員長、委員に委任することができる。委任の意思表示をした場合、その委員は前項委員会の成立条件において出席とみなすことができる。

(選考)

- 第 2 条 選考は「フェロー制度大綱」第 2 条に照らし、候補者がフェローとして適格かどうかを審査する。
2. 出席した委員の過半数が適格と判断したとき、その候補者をフェロー適格者とする。

(選考結果の報告)

- 第 3 条 フェロー選考委員会は選考結果を理事会に報告し、適格者をフェローに推薦する。

(秘密保持)

- 第 4 条 選考委員会委員は、選考に際して得られた個人情報の秘密保持に留意しなければならない。
- 第 5 条 本規程の改廃は理事会の決議により行う。

付則

1. 本規程の改正は平成 25 年 11 月 15 日から施行する。

註：日本工学会における分野(部門)表

第 1 部門 基 礎	第 3 部門 機 械	第 5 部門 電 気
第 2 部門 鋳業金属	第 4 部門 構 造	第 6 部門 化 学